

災害時における施設利用者の 安全確保について

広島市危機管理室災害予防課

利用者の安全の確保

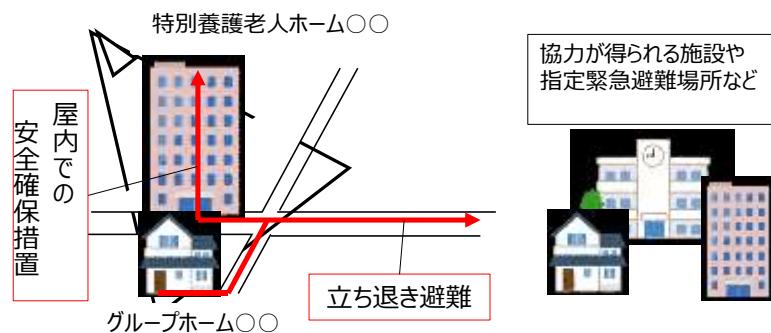
- 平成29年6月、「水防法」「土砂災害防止法」の一部改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化。
- 平成31年3月4日に、広島県が津波災害警戒区域を指定したことから、津波災害警戒区域内の施設管理者等は計画の作成・訓練の実施が義務化。

平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。



避難先、避難経路の検討

施設状況（施設利用者の人数、自力避難困難な方の程度、職員数、地域との協力体制、避難経路上の危険性や距離）、さらには避難情報が発令された場合の周囲の状況を総合的に勘案し、複数の避難先を検討する。



施設上階への避難がいいのか、立ち退き避難が必要なのか？

3

兵庫県豊岡市A施設 避難訓練実施

平成29年10月20日、長期入所者29名のうち、体調の良い24名が参加。



出典:要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(内閣府防災ほか)

4

避難体制のより一層強化のために

避難確保計画の作成・修正



職員や利用者への学習会



避難体制の確認



訓練の実施



- 学習、訓練、確認を繰り返して、より良い避難確保計画を作成しましょう！